

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	第 1 0 回特別弔慰金「い」号受付処理簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課社会福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	第 1 0 回特別弔慰金の受給者の情報把握により第 1 1 回以降の特別弔慰金の有資格者を確認するもの。	
記録項目	1 戦没者氏名、2 請求者氏名、3 請求者郵便番号 4 請求者住所、5 請求者電話番号、6 受給者氏名、7 受給者続柄	
記録範囲	三次市に住民登録があり、第 1 0 回特別弔慰金を受給した者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部行政係	
	(所在地) 728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその	含まない	

旨	
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給者一覧	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課社会福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受給資格を有する者に給付金を支給するもの。	
記録項目	1 受給者氏名、2 受給者生年月日、3 受給者住所、4 受給者振込口座金融機関名、5 受給者振込口座番号、6 受給者振込口座名義	
記録範囲	三次市に住民登録があり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受給資格を有する者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部行政係	
	(所在地) 728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその	含まない	

旨	
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金受給者一覧	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の受給資格を有する者に給付金を支給するもの。	
記録項目	1 受給者氏名、2 受給者生年月日、3 受給者住所、4 受給者振込口座金融機関名、5 受給者振込口座番号、6 受給者振込口座名義	
記録範囲	三次市に住民登録があり、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の受給資格を有する者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部行政係	
	(所在地) 728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受給者一覧	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課社会福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の受給資格を有する者に給付金を支給するもの。	
記録項目	1 受給者氏名、2 受給者生年月日、3 受給者住所、4 受給者振込口座金融機関名、5 受給者振込口座番号、6 受給者振込口座名義	
記録範囲	三次市に住民登録があり、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の受給資格を有する者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部行政係	
	(所在地) 728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者更生指導台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳情報の管理、給付履歴管理	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4本籍（県）、5性別、6手帳交付状況、7同居の家族、8更生医療傷病市歴、9補装具給付履歴、10日常生活用具給付履歴、11指導経過	
記録範囲	三次市に住所がある又は三次市が援護の実施者である身体障害者手帳所持者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、県、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	

備考	
----	--

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者基本台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳情報の管理、手帳関連帳票の発行を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4異動年月日、5届出年月日、6年齢、7異動事由、8性別、9異動日、10異動事由、11交付日、12認定先名、13障害等級、14障害等級、15障害代表、16重複障害情報、17障害名詳細、18宛名番号、19世帯番号	
記録範囲	三次市に住所がある又は三次市が援護の実施者である身体障害者手帳所持者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス受給者(者)台帳一覧	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	障害者福祉サービス情報の管理、障害者サービス受給手帳関連帳票の発行を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4異動年月日、5異動事由、6年齢、7性別、8手帳種別、9障害等級、10生活保護、11宛名番号、12世帯番号、13障害福祉サービス受給状況、14地域生活支援事業受給番号、15障害児支援事業受給番号、16サービス申請日、17サービス申請事由、18サービス申請事由詳細、19異動日、20交付日、21自治体決定日、22喪失日、23喪失事由、24受給者証番号、25障害種別、26住所地特例、27障害支援区分、28認定日、29認定有効期間、30計画情報、31支給サービスコード、32サービスの種類、33支給期間、34支給量、35所得判定対象年度、36所得区分、37利用者負担上限月額、38上限有効期間、39特定障害者特別給付費、40給付費有効期間、41その他生活費、42単価/日、43食事提供体制加算適用期間、44高額障害福祉サービス等給付費対象者有効期間、45有効期間、46利用者負担上限管理事務、46有効期限、47上限額管理事業所、48非該当日、49市町村が定める特例（法第31条）給付額、50適用期間、51特記事項、52市町村単位区分、52国庫府負担基準額	
記録範囲	三次市が支給決定をする障害サービス受給者証所持者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル	

	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス受給者（児）台帳一覧	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	障害児の福祉サービス情報の管理、障害児サービス受給手帳関連帳票の発行を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4異動年月日、5異動事由、6年齢、7性別、8手帳種別、9障害等級、10生活保護、11宛名番号、12世帯番号、13障害福祉サービス受給状況、14地域生活支援事業受給番号、15障害児支援事業受給番号、16サービス申請日、17サービス申請事由、18サービス申請事由詳細、19異動日、20交付日、21自治体決定日、22喪失日、23喪失事由、24受給者証番号、25障害種別、26住所地特例、27主障害種別、28保護者氏名、29保護者住所、30保護者続柄、31保護者適用日、32計画情報、33備考、34支給サービスコード、34サービスの種類、35支給期間、36支給量、37所得判定対象年度、38所得区分、39利用者負担上限月額、40上限有効期間、41食事提供体制加算区分、42適用期間、43利用者負担上限管理事務、44有効期限、45上限額管理事業所、46非該当日、47市町村が定める特例（法第31条）給付額、48適用期間、49多子軽減措置該当区分、50幼児無償対象期間、51特記事項、52市町村単位区分、	
記録範囲	三次市が支給決定をする障害児通所受給者証所持者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	対象者台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	福祉タクシー乗車券及び燃料券の交付管理、福祉タクシー等事業助成券の発行を行う。	
記録項目	1事業コード、2宛名番号、3申請番号、4履歴連番、5最新区分、6異動日、7届出日、8異動事由、9世帯番号、10氏名かな、11氏名漢字、12住所、13生年月日、14性別、15対象年度、16対象区分、17人工透析有無、18課税状況、19発行様式、20児童区分、21交付年月日、22交付場所、23交付番号、24交付枚数、25身体手帳番号、26総合等級、27障害部位、28精神手帳番号、29精神程度、30療育手帳番号、31療育等級	
記録範囲	三次市に住所がある福祉タクシー等事業助成券対象者又は三次市が援護を実施する者	
記録情報の収集方法	市長職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける		

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	対象者台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	福祉タクシー乗車券及び燃料券の交付管理、福祉タクシー等事業助成券の発行を行う。	
記録項目	1事業コード、2宛名番号、3申請番号、4履歴連番、5最新区分、6異動日、7届出日、8異動事由、9世帯番号、10氏名かな、11氏名漢字、12住所、13生年月日、14性別、15対象年度、16対象区分、17人工透析有無、18課税状況、19発行様式、20児童区分、21交付年月日、22交付場所、23交付番号、24交付枚数、25身体手帳番号、26総合等級、27障害部位、28精神手帳番号、29精神程度、30療育手帳番号、31療育等級	
記録範囲	三次市に住所がある又は三次市が援護の実施者である福祉タクシー等事業助成券対象者	
記録情報の収集方法	市長職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護認定申請審査結果ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部高齢者福祉課介護保険係	
個人情報ファイルの利用目的	介護認定申請を行った者の認定申請・審査における進捗状況及び認定結果を確認するため	
記録項目	1認定申請日、2被保険者番号、3性別、4生年月日、5氏名、6進捗状況、7審査資料（調査票・意見書）、8審査、9結果	
記録範囲	介護認定申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、認定調査員による訪問調査、主治医の意見書、介護認定審査会による審査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、介護（予防）サービス計画届出事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその	含まない	

旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険被保険者台帳ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部高齢者福祉課介護保険係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市介護保険被保険者の資格・認定・受給者情報管理	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4性別、5旧自治体・地区・行政区、6宛名番号、7個人番号、8世帯番号、9被保険者番号、10資格異動年月日、11資格異動事由、12資格取得年月日、13資格取得事由、14資格喪失年月日、15資格喪失事由、16住所地特例情報、17被保険者区分、18被保区分変更日、19本名通称名区分、20算定団体、21日常生活圏域、22介護保険入所施設、23適用除外、24生活保護、25送付先、26要介護度、27認定申請（申請年月日・申請事由）、28認定結果（要介護状態区分・法令申請事由・審査結果・認定年月日・認定有効期間・認定期間・区変却下日）、29受給者情報（計画届出・支給限度額・負担割合・利用者減額・減免・負担限度額・給付制限・給付額減額）、30給付実績、	
記録範囲	三次市の介護保険被保険者又は三次市の介護保険被保険者であった者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権、国保連連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体、国保連	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提		

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	負担限度額及び低所得者利用者負担額軽減制度申請者ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部高齢者福祉課介護保険係	
個人情報ファイルの利用目的	低所得者への費用負担軽減制度に申請した者の申請・決定情報を確認するため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4性別、5被保険者番号、6配偶者に関する事項、7年金収入に関する事項、8世帯状況、9課税状況、10収入状況、11資産状況、	
記録範囲	負担限度額認定申請者及び社会福祉法人等利用者負担減免申請者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権、国や他の自治体へ照会、国保連連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体、国保連	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	広島県国民健康保険団体連合会保険者向け給付実績等情報ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部高齢者福祉課介護保険係	
個人情報ファイルの利用目的	介護サービス利用者の介護保険給付実績及び給付適正化情報を確認・把握するため	
記録項目	1氏名、2被保険者番号、給付実績情報、給付適正化情報	
記録範囲	三次市の介護保険被保険者のうち介護サービス利用者	
記録情報の収集方法	国保連連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	

備考	
----	--

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	緊急連絡票	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	一人暮らしの高齢者等が、自宅で周りに誰もいない状態で救急になったときなどの緊急時に、迅速な救急活動につなげる。	
記録項目	1氏名（ふりがな）、2生年月日、3住所、4性別、5電話番号、6家族・親戚等、7支援者、8医療・介護に関する情報	
記録範囲	一人暮らし高齢者等で緊急連絡票を作成した者	
記録情報の収集方法	本人等から民生委員・児童委員を通じて収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、民生委員・児童委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその	含まない	

旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者居住実態調査表	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	居宅を訪問する等して生活実態の調査を行い、三次市高齢者等見守り隊事業の対象高齢者等を抽出する。	
記録項目	1氏名、2カナ氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6続柄、7住所、8行政区名、9電話番号、10見守り、11緊急通報、12実態世帯区分、13安否確認、14その他気づき等	
記録範囲	市内に住所を有する75歳以上の者	
記録情報の収集方法	市長の職権、市が委嘱する巡回相談員が市内に住所を有する75歳以上の者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者等見守り隊対象者リスト	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	日頃から見守りが必要な高齢者を巡回相談員等が訪問し、安否の確認や相談活動を行ない、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように支援する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4住所、5電話番号、6世帯構成、7自立度、8援助者、9緊急通報装置、10緊急連絡票、11災害時の避難、12緊急連絡先、13困りごと、相談ごと、14意見、気づき、15安否確認	
記録範囲	市内に住所を有する日頃から見守りが必要な一人暮らし高齢者等	
記録情報の収集方法	市が委嘱する巡回相談員が一人暮らし高齢者等から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部（三次市地域包括支援センターを含む。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	診療所診療用務事務	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康企画係	
個人情報ファイルの利用目的	健康保険に医療給付を請求するとともに、個人の診療履歴とする。	
記録項目	1受診年月、2公費負担番号、3保険者番号、4記号・番号、5氏名、6生年月日、7性別、8医療機関住所、8医療機関名称、9疾病名、10診療開始日、11診療実日数、12診療内容、13診療点数	
記録範囲	受診した者	
記録情報の収集方法	医療機関からの届け出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当無し	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び診療所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナワクチン接種台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康企画係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある者の新型コロナワクチン予防接種歴の管理を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5予防接種種類、6接種・予診日、8実施医療機関、9接種ワクチン名、10接種ワクチンロットナンバー（8～10は接種回数ごとに記録）	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	医療機関からの届け出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当無し	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	母子保健台帳（妊婦健康診査台帳、乳幼児健康診査、妊産婦乳幼児カルテ）	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある妊婦及び乳幼児の家庭訪問、健康診査などを行う。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 妊娠届・アセスメント・支援計画、6 妊婦健康診査、7 妊婦保健指導、8 産婦健康診査、9 産婦保健指導、10 エジンバラ産後うつチェック、11 母乳育児相談助成券、12 サポート事業、13 赤ちゃん訪問、14 乳児健康診査、15 11か月児相談、16 1歳6か月児健康診査、17 2歳児相談、18 3歳児健康診査、19 乳幼児保健指導	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所及び三次市子育て支援部子育て支援課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける		

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある者の予防接種歴の管理などを行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5予防接種種類、6接種・予診日、7接種年度、8接種日年齢、9年度末年齢、10基準日年齢、11接種判定、12実施医療機関、	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	国保連・医療機関からの届け出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当無し	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある者の高齢者インフルエンザ予防接種歴の管理を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5予防接種種類、6接種・予診日、7接種年度、8接種日年齢、9年度末年齢、10基準日年齢、11接種判定、12実施医療機関	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	国保連・医療機関からの届け出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当無し	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者（成老人）訪問相談事業	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある者の相談及び支援業務などを行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5障害者手帳所持状況、6福祉サービス受給状況、7受給者番号、8介護保険サービス利用状況、9介護度、10かかりつけ医療機関、11医療保険、12保険種類、13障害医療、14相談者氏名、15本人との続柄、16相談者住所、17相談者電話番号、18家族氏名、19家族続柄、20家族年齢、21家族勤務先等、22相談内容、23現在受けている福祉等サービス、24利用回数、25事業所名等、26今後の方向性	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	本人や家族、親類、関係機関等からの相談	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける		

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	三次市健康診査事業
行政機関等の名称	三次市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある者の健診結果の管理などを行う。
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4異動年月日、5届出年月日、6異動事由、7本籍、8筆頭者、9性別、10続柄、11住民となった年月日、12住民票コード、13備考、14転出先住所、15転入前住所、16転居先住所、17転居前住所、18世帯主氏名、19通称、20国籍、21地域、22法第30条の45に規定する区分、23在留資格、24在留期間等、25在留期間満了日、26在留カード等番号、27外国人住民となった日、28個人番号、29世帯番号、30選挙登録日、31選挙資格、32国保番号、33国保証番号、34国保得喪日、35国保退職得喪日、36国保資格区分、37国保加入区分、38国保退本扶区分、39印鑑資格、40印鑑番号、41国年資格区分、42基礎年金番号、43国年種別、44国年得喪日、45児童手当資格区分、46児童手当該当月、47介護資格得喪、48介護資格異動日、49介護資格異動事由、50介護市町村、51介護被保険者区分、52介護資格取得日、53介護資格喪失日、54介護一号該当日、55介護被保険者番号、56後期高齢者医療保険被保険者資格取得日、57後期高齢者医療保険被保険者資格喪失日、58被保険者番号、59資格取得事由、60資格喪失事由、61住民票処理停止日、62処理停止状態、63処理停止期限、64宛名番号
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者
記録情報の収集方法	本人等からの届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係 (所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手	該当無し

続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精神障害者カルテ	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある者の相談及び支援業務などを行う。	
記録項目	1受理、2受付、3氏名、4性別、5生年月日、7住所、8電話、9自立支援医療有効期限、10障害者手帳有効期限・等級、11注意事項等、12送付先（氏名、続柄、住所、連絡先）、13家族状況（家族構成、ジェノグラム、経済状況、住居環境）、14既往歴、15性格、16成育歴、生活歴、17学歴、職歴、18診断書情報、19診断名、20医療機関、20初診日、21内服薬、22希死念慮、23自傷行為、24自殺企図、25他害の恐れ、発病からの経過、26関わっている期間、27利用しているサービス、28相談内容、29ケースカンファレンス経過、30経過表	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精神障害者手帳及び自立支援医療受給者証管理台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民票のある者の精神障害者手帳及び自立支援医療受給者証の管理などを行う。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5宛名番号、6個人番号、7旧自治体、8地区、9行政区、10班、11世帯番号、12年齢、13手帳番号、14交付日、15有効期間、16喪失日、17異動日、18異動事由、19初回交付情報、20交付日、21有効期間、22障害等級、23疾病分類、24決定内容、25手帳番号、26交付日、27交付事由、28有効期間、29障害等級、30整理番号、31障害種類、32疾病分類、33次回診断書提出日、34認定先名、35喪失日、36喪失事由、37家族の連絡先、38氏名、39続柄、40電話番号、41受給年金情報、42受給年金、43年金等級、44年金証書番号、45申請受理番号、46申請受理日、47申請種類、48申請事由、49判定依頼日、50申請者電話番号、51受給者番号、52前回受給者番号、53前回の進達番号、54進達番号、55判定書受理日、56喪失日、57決定日、58交付日、59喪失事由、60障害名、61原傷病名、62障害部位/程度、63医療方針、64医療費概算費用、65受診を希望する医療機関、66加入保険、67所得の状況、68本人の収入、69判定、70その他	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三次市福祉保健部健康推進課及び各支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、福祉保健部健康推進課健康推進係（連絡先0824-62-6257）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号

	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	A I 子ども見守りシステム	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	本市が保有・管理する福祉や教育等の子どもの育ちに関係する様々な情報を統合し、人工知能（AI）を活用した児童虐待等のリスク予測等を参考に、子どもや子育て家庭が抱える様々なリスクを早期に把握し、関係者間で情報を共有し、予防的な支援を継続的に行う。	
記録項目	1 児童及び世帯情報（宛名コード、世帯コード、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、続柄）、2 児童福祉情報、3 要保護児童登録情報、4 母子保健情報、5 予防接種情報、6 障害福祉情報、7 栄活保護受給状況、8 公立小中学校児童情報	
記録範囲	1 8 歳到達後最初の 3 月 3 1 日までの児童及びその世帯	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、児童福祉システム、子ども子育て支援システム、母子保健電子カルテシステム、健康管理システム、障害福祉システム、生活保護システム、要保護児童登録情報、小中学校児童情報（欠席状況・特別支援教育就学奨励）はエクセルシートで収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	健康推進課、学校教育課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及		

び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む
備考	